

○10番（田山文雄君） 皆さん、おはようございます。議席番号10番、田山文雄でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。町長並びに関係部課長の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。また、本日はたくさんの方に傍聴に来ていただきまして、大変にありがとうございます。

今日、私たちは地球規模の気候変動への対応や地方自治体が直面する少子高齢化、人口減少に伴う地域課題など、多くの困難な課題に直面しております。当町がこれからも持続可能で、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりであり続けるために、今回は脱炭素社会の取組及び空き家対策の2点についての質問をさせていただきます。

まず、第1項目めの脱炭素社会の取組についてお伺いをいたします。世界気象機関は、昨年5月に発表した報告書の中で、人為的な気候変動により地球温暖化が進み、今後5年間で新たな最高気温が記録される可能性が高いとの見通しを示しました。日本においても、毎年平均気温が上昇を続けており、異常気象に伴う集中豪雨の増加や災害による生態系への影響、熱中症といった健康リスクなど、地球温暖化が及ぼす多岐にわたる被害は、喫緊の課題となっています。

そういった中で、近年カーボンニュートラルの実現に向けた動きが国内外で加速をしています。中でも、航空業界の脱炭素化の切り札として今非常に注目されているのが、持続可能な航空燃料、いわゆるSAFであります。航空機のジェット燃料は、鉄道など他の輸送機関よりも二酸化炭素の排出量が多く、脱炭素化の取組が急務であると言われる中、世界各国では従来の燃料に比べ、CO₂を約8割削減できるSAFに切り替える動きが進んでおり、日本でも2030年までに国内の航空会社が使う燃料の1割をSAFにする目標を掲げています。

このSAFの主要な原料の一つとして挙げられるのが、家庭や飲食店などから出る使用済み食用油、廃食油であります。現在、SAFの生産拡大に向けて、原料となる使用済み食用油の確保に向けた取組が強化をされ、国内の飲食店などからは年間40万トン廃食油が集められている一方で、家庭系の廃食油に関しましては年間発生量が約10万トンの、そのうちの9割が回収されない実態が課題として挙げられ、回収の仕組みを広げるとともに、住民の関心を高めることが重要となっています。多くの自治体が民間企業と連携し、これまで廃棄されていた使用済み食用油を資源として回収、供給する体制の構築を推進し、取り組んでいる自治体も増えてきています。これは、単にごみを減らすだけでなく、地域一体となった循環型社会、ひいては脱炭素社会の実現に大きく寄与する先進的な取組でもあります。

そこで、当町における考えをお伺いします。当町としても、地球温暖化防止や環境負荷の低減、資源循環の観点から、このSAFの原料となる使用済み食用油の回収、供給体制を導入、推進していくお考えはあるのでしょうか。現在の認識と今後の方向性について、町長及び関係部課長の見解をお伺いいたします。

次に、2項目めの空き家対策について質問をいたします。全国的に人口減少や高齢化が進む中、適

切な管理が行われていない空き家の増加が深刻な社会問題となっています。空き家が放置されると、防災上のリスク、防犯性の低下、さらには害虫の発生や景観の悪化など、周囲の住環境に多大な悪影響を及ぼすおそれがあり、当町においても例外なく、空き家問題への対応が迫られていると考えます。地域の安全安心を守り、良好な生活環境を維持するためには、現在の状況を正確に把握し、先手を打った効果的な対策を講じることが不可欠であると思います。

そこで、伺いたいします。当町における空き家の現状はどのようなになっているのでしょうか。

また、それらの現状に対し、町として現在どのような対策を講じているのか。そして、今後の空き家対策に関する具体的な考えや基本方針について、町長及び関係部課長の明快なご答弁を求めます。

以上、2項目2点の第1回の質問を終わります。

○議長（倉持 功君） 最初に、脱炭素社会の取組についての質問に対する答弁を求めます。

政策統括部長。

〔政策統括部長 忍田 博君登壇〕

○政策統括部長（忍田 博君） 皆さん、改めましておはようございます。それでは、田山議員の1項目め、脱炭素社会の取組について、SAFの原料となる使用済み食用油を回収して供給体制を推進している自治体もあるが、当町における考えを伺いたいとのご質問にお答えいたします。

県内の取組状況についてでございますが、持続可能な航空燃料であるSAFは、航空分野における脱炭素化を進める重要な取組として、国においても国産SAFの製造、供給体制の構築が進められております。茨城県内においても、笠間市ではENEOS株式会社及び株式会社吉川油脂と連携し、家庭から排出される使用済み食用油を回収して、SAF原料として活用する取組を進めております。また、鹿嶋市では公共施設に回収拠点を設置し、家庭系廃食用油をSAFとして再資源化する取組を実施しております。ほかにも、水戸市、つくば市、日立市、ひたちなか市においても、民間事業者と連携しながら廃食用油の資源循環に向けた取組が進められております。

本町の考え方について、本町におきましても2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、脱炭素化と資源循環を同時に進める有効な取組の一つであると認識しておりますが、事業を実施するためには、回収拠点の確保や運搬体制の構築、町民への周知啓発、回収量の確保など、継続的な運営体制について十分な検討が必要であると考えております。そのため、県内先進自治体の取組を参考にいたしながら、学校給食センターや町内事業者から発生する廃食用油の活用可能性、家庭系廃食油の回収方法などについて、調査研究を進めてまいります。

今後も、町民や事業者の皆様が参加しやすい資源循環の仕組みづくりを検討しながら、ゼロカーボンシティ境町の実現に向けた取組を推進してまいります。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） すぐにこれできるかという、やっぱりできないと思っていまして、ただ境

町の場合は、町長のリーダーシップでもってZ I P A I R T o k y oとも今、自治体が協定を結んでいるというのは本当にまれなケースだなというふうにも思うのですが、こういったところとも連携が強いということもありますし、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うのです。

なかなか分かりづらいと思うのですが、これは水戸市の例ですけれども、こういった入れ物に、そこに各家庭から出た油を入れてもらって、例えばですけれども、これは決まったのかな、要するに民間のカスミさん当たりと何か協議しているとかって話もあるのですが、そういうところで回収してやってやるという方向なのです。どれだけこれが認知、周知されるかというのは、非常にこれからの問題だとは思いますが、決してそんなに難しくはないのかなというふうには考えています。

ぜひこれ検討していただきたいと思うのですが、まずその前にちょっと聞きたいのが、今現在、多分こちらの認識が間違いなければ、家庭から出た油というのは、何かに吸わせて一般的な家庭ごみで出すとか、そういった形になっていると思うのですが、これはそういった認識でいいのですか、今家庭から出る食用油について。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長。

○危機管理部長（野村静喜君） それでは、田山議員さんの再質問にお答えします。

家庭用油につきましては、議員さんがおっしゃるとおり吸着水とか、そういうマットを使って吸着した上で、ごみとして出してもらおうということになっております。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） あと、やっぱりさっき出た中で、給食センターも結構油が出ると思うのです。給食センターの油なんかは、どういったような形で今処分されているのか、ちょっと聞きたいと思うのですが。

○議長（倉持 功君） 給食センター所長。

○給食センター所長（相良春美君） それでは、給食センターの廃油についてご質問にお答えしたいと思います。

食用油の使用量は、一斗缶で月15缶ということで270キロ前後を使用しております。毎月の廃油としては、月1回の回収をしていただいております。年間を通しますと平均210キロぐらいの一斗缶で12缶弱ぐらいの廃油を回収していただいております。この廃油回収業者は、先ほどの答弁にも名前が挙げられました吉川油脂のほうで、キロ単価10円で買い取っていただいております。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） 答弁に対して質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 今買い取っていただいているという話でありましたので、これはやっぱり家

庭内のそういったものを集めて、それを変えるのにうまくそういう業者が見つかって回収ができれば、これはむしろ費用かかることではなくて、幾らかでも町に対して入るのかなって気はするのです。水戸市でも、金額的には決して多くないとは聞いていますけれども、そういった部分でもなるということで、要するに油がごみとして減った上で、しかもそういった部分でプラスになる部分が出てくるということでは、本当に循環型社会という形を考えると、このことは本当に悪くないなというふうに思います。

いろんな体制を、まだ茨城県内でも10か所ぐらいというのは聞いているのですけれども、こういったことをぜひ、さっき忍田さんから答弁がありましたけれども、研究していただいて、実現に向けていただけるようなことをしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。これは、特に先ほどの答弁以外のものはないと思いますので、これで結構でございます。

○議長（倉持 功君） これで脱炭素社会の取組についての質問を終わります。

次に、空き家対策についての質問に対する答弁を求めます。

政策統括部長。

〔政策統括部長 忍田 博君登壇〕

○政策統括部長（忍田 博君） それでは、田山議員の2項目め、空き家対策について、当町における空き家の現状と対策についての考えを伺いたいとのご質問にお答えいたします。

空き家の現状についてでございますが、町では空き家対策を計画的に推進するため、平成28年度に町内全域で空き家実態調査を実施するとともに、境町空家等対策計画を策定し、空き家の適正管理や利活用の促進に取り組んでまいりました。その後、計画策定から一定期間が経過したことを踏まえ、令和5年度に改めて実態調査を実施するとともに、第2期の空家等対策計画を策定したところでございます。

まず、当町の空き家の現状につきましては、令和5年度に建物の外観から空き家を判定した結果、319件、全体の1.4%が空き家であると判定されております。なお、前回調査を行った平成28年度時点の空き家数は433件でありましたので、前回比で114件減少しております。

空き家の内訳としましては、住宅が275件で全体の8割以上を占めており、以下、店舗、事務所などが33件、工場、倉庫が11件との報告を受けております。また、地区別空き家数につきましては、境地区139件、長田地区60件、猿島地区57件、森戸地区41件、静地区22件との報告を受けております。

空き家対策についてでございますが、空き家の利活用につきましてですが、令和元年度、空き家になり困っている所有者から、町に土地と建物を寄附したいと申出があったことから、更地にし、移住定住施策といたしまして子育て世帯向けの戸建て賃貸住宅の整備を行いました。この賃貸住宅に20年住み続けると土地と建物を無償譲渡するとするもので、入居募集を行いましたところ大変反響をいただいたものでございます。

また、令和6年度には、特定技能人材の紹介実績を持つ株式会社ONODERA USER RU

Nと連携し、町で整備しました廻転鮪銀座おのぞり境町店に就労する外国人人材の住居として、町が所有する空き家の提供を行いました。この取組により、空き家の利活用に寄与することだけでなく、当町で就労する外国人人材の住居問題や、地域における労働力不足の解消にもつながっております。

さらに、町は空き家にかかる固定資産税が滞納されている場合には、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき滞納処分を行うことができます。これは、空き家の所有者が固定資産税を滞納しているときは督促を行い、それでも納付されない場合には、当該空き家に係る土地、建物を差し押さえた上で、公売により買受人を決定し、新たな所有者への権利移転を図るものでございます。滞納処理の一環として、本年5月に差押えを行った空き家1件につきましては、固定資産税の納付が見込めない場合には、公売に向けた手続を進めてまいります。

今後も、当町における空き家の実態把握に努めるとともに、空き家の適切な管理及び活用について検討を行ってまいります。また、空き家の寄附の申出があった際には、周辺の環境や利便性なども考慮した上で、利活用について検討してまいりますので、議会の皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 空き家は、なかなか難しいなと思っています。前の調査から114件減っていますよという話であれなのですが、ちょっと一つ危惧するのが、うちの近隣を見ただけでも、やっぱり外国の人が空き家を買うのです。外国の人がどんどん買って、買ってちゃんとやっていけばまだいいと思うのです。だけれども、やっぱりこれがなかなか難しいところではありますけれども、そこに誰が住んでいるか分からないという状況になる可能性ってすごく高くて、そういう意見が何件もあるのです。だから、本当に空き家が減っている、よかったとはならず、空き家がどんどん減っているのだけれども、そこには外国の人がどんどん住んでいるとか、そういうケースが非常に多いのかなというふうにも実は思っています。

これは実態調査、実は今回これを取り上げた理由は、1つは創価大学の学生さんが何か境町の研究とかで来たときに、空き家対策はどうなっていますかって話を僕は後からちょっと聞かれたのです。それで問い合わせたならば、空き家は減っていますよって話だったけれども、では具体的に何か対策ということで確認しましたけれども、やっぱり寄附をされて、それをちゃんと町が利活用しているというケースもあるのですが、僕はその持ち主の人がそういうふうに関心を持ってアクションを起こすかという、なかなかちょっと難しいのかなって気もしているのです。ただ、今答弁の中で、そういった申出があった場合には、それは一応使えるかどうかを含めてやっぱり検討しますというお答えありましたので、そういう人からすれば、町にちょっと相談をしようというのも、これから僕なんかも言われたら言えるのかなという気はしているのですが、ただ、ちょっとすみません、だらだらになって申し訳ないのですが、実態調査を、もう少し住んでいる人の。では、この家には外国の人が、例

えば男性だけが5人も10人も住んでいるところも実はあつたりするわけです。だから、そういうところの実態調査というのは、これは町ではできないものですか。

○10番（田山文雄君） 今後その実態、誰が住んでいるというのをちゃんとできるかどうかなのところですか。

○10番（田山文雄君） ちょっと関連してしまうのだけれども、ではちょっと難しいでしょうからいいです。

〔「実態調査についての答弁と」と言う者あり〕

○議長（倉持 功君） 一回答えてもらって、また再度。

○10番（田山文雄君） ではいいですか、すみません。実は、この実態調査をちょっと聞いたのです。その実態調査の内容というのは、やっぱり外から目視でもって、ここに人が住んでいるかどうかというのを確認したという話は聞いているのです。だから、そこに実は外国人の人がというのはなくて、これちょっと話がそれてしまったかもしれないけれども、やっぱり周りの人が安心という部分で考えると、誰がそこに住んでいるというのが分かったほうが、これはひとつ住民の方も、これから空き家になっていく中で、購入した人の部分では安心かなと実は思ったものですから、それで聞いたのですが、これ話はちょっと質問の趣旨と違ってしまうかもしれないので、これはまた結構です。

今後空き家に対して、先ほど忍田さんからあったように、申出があれば町が活用できるかどうかを含めて検討しますという話がありましたけれども、そのほかに空き家を使って、よくほかのところでは空き家バンクとかなんとかいろいろあるではないですか、そういった部分での何か施策というのが町であるかどうか、聞いていいですか。

〔「具体的に何をやってもらいたいかを聞いちゃってもらったほうが」と言う者あり〕

○10番（田山文雄君） そうしたら、例えばですけれども、空き家を使って、移住の人が今25年住んだら自分のものになるとか、そういった部分の一つと、空き家を町が例えばリノベーションして、そこに移住しやすくするとか、そういったことがやれるかどうかです。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、田山議員さんのご質問にお答えします。

先ほども説明ありましたが、境町は本当に、ほかの市町村だと、例えば家が要らなくなったときに寄附しますと言っても、いや、要りませんと言って自治体で断られてしまうことが多いのだそうです。田山議員も知っているとおり町内のガラス屋さんのところも、ちょうど入院をするとか、そこから施設に入ってしまうタイミングで町へ寄附してもらって、危ない住宅だったので、解体を公費でさせていただいて、さらにそこを今は違うものに変えて利用したりということをもう十数年やってきております。なので、もらえる空き家、活用できる空き家については、もう多分10件以上の場所をそういった形で、例えば更地にして新築を建てたりとかやってまいりました。

実際に今残っている空き家については、非常に管理されている人が、田山議員も議員の皆さんもご承知のとおり全件歩きましたので、全件歩いた中で、これは百戸のほうでありましたけれども、1つは例えば昔の家に住んでいて、その家を壊して新しい家を造ったのだけれども、その家を壊すと固定資産税が上がってしまうのです。これを何とかならないかと。でないと、壊したほうが僕らもいいと思っているけれども、壊すと上がってしまうので、このままにしているのだということです。それは何とかならないかと言って、投げかけたりしました。今、多分担当課で、それ何とかならないのかと。みんなは壊したいと言っているのだけれども、壊すと税金上がってしまう。こんなおかしい話ですよ。だから、そのままにしているのだというので、そういうものも何とか改善できないか。さらには、よく言われるのは、大通りにもありますけれども、空き家になって、結局もう廃墟になっているわけです。町のメイン通りにあると。あれ町で買い取って何とかしてくれないかという意見も聞きました。買い取ろうと思ったら、結局は相続が難しくなっていて、もう売買ができない状態になっていたのです。ではどうするかと言って、滞納しているはずではないかと、調べてみると言ったら、税金滞納していると。では差押えができるのではないかと、そして差押えをして公売をして、そして公売まで行けば、町が買うことはできないのですけれども、ほかの民間の方が買うことによって、更地にしたりができるというところまでは研究ができて、今進めているところなので。境町の場合は、空き家と言っても管理をされている、東京とかに、埼玉に住んでいるのだけれども、実家なので売らないと、そのまま管理しているという、実は管理空き家のようなところが多くて、非常にそういう意味ではなかなか運用が難しい部分があるなというふうに思っています。ただ、田山議員言うように、そういう空き家の中でも、売りたい、貸したい、だけれどもやり方が分からない、そういった方はいらっしゃると思いますので、移住用の空き家バンクなり、普通に売買ができるような不動産屋の皆さんと相談しながら、そういうものもしっかりつくっていくことによって、今は本当に民間の売買だけになっていますので、よく移住の雑誌なんか見ると、そこに空き家を150万円で販売しますとか出ているものですから、まだ境町はそういったものができていない部分ありますので、ぜひそういった部分もできるようにやっていきたいなというふうには思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 質問ではありませんが、今町長言われたように、民間だけだとどうしてもなかなかうまくいかないところもあるので、そこにやっぱ行政が関わっていただいて、一歩でも二歩でも前に進めていけるような形をつくっていただけることを望んで、この質問を終わりたいと思います。

○議長（倉持 功君） これで、田山文雄君の一般質問を終わります。